

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年1月27日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成17年12月21日付け八企財第367号（企画財政部のうち旧財政部）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 0729-24-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八企財第 367 号
平成17年12月21日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	三 宅 博 様
同	田 中 久 夫 様

八尾市長 仲 村 晃 義

監査の結果に対する措置の通知について

平成17年6月24日付け監査報告第17-2号の、定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり
講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

企画財政部財政課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
伺書において決裁日の記入のないもの、鉛筆で記入されているもの、また、決裁前に決裁日、施行日、完結日が記入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年7月1日) 指摘のあった伺書については、指摘のとおり適正な処理を行いました。今後、伺書の事務処理においては、事務処理規程、文書取扱規程等に基づき適正に処理するよう努めます。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

企画財政部管財課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
文書事務について (1) 伺書で施行日が未記入なものが多く見受けられ、また、随意契約における適用条項の記載がないものや、根拠法令等の誤記が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年10月26日) 記載漏れ及び誤記の部分については修正しました。 今後の事務処理においては適正に処理を行います。
(2) CD-R化の委託業務の業務着手届等において提出日が未記入なものや、普通財産の使用に係る依頼書で一部鉛筆書きが見受けられたので適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年10月26日) 記載漏れ及び鉛筆書きの部分については修正しました。 今後の事務処理においては適正に処理を行います。
支出事務について 土地測量業務等の支出負担行為において、支出負担行為日が業務着手日のあとになっている等適切でないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年10月26日) 平成17年度分の支出負担行為(土地管理委託料を除く)より、適正な日付に改めております。 措置状況 2. 措置予定 土地管理委託料については、平成17年度末の支出より適正な処理を行います。
八尾市土地開発公社保有地について 八尾市土地開発公社保有の事業計画の確定していない公共事業用地については、「公有地有効活用検討委員会」の最終報告に沿って事業化、処分を行うなど有効活用の促進に努められたい。	措置状況 2. 措置予定 現在、関係各課と共に公有地有効活用検討関係課会議を開催し、平成18~22年度の5ヵ年における公社保有地処分等の計画を策定途中であり、最終的に公有地有効活用検討委員会にて、それら処分等の計画について方向決定し、庁議を経た上で、18年度より順次、八尾市土地開発公社保有地の有効活用を進めていく予定です。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

企画財政部市民税課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
伺書において、八尾市公文書公開条例に基づく取扱区分の記載が誤っているもの、決裁日等の鉛筆書きや記入漏れ、見積書に日付の記入のないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年6月27日) 今後の事務処理においては、事務処理規程、文書取扱規程等に基づき適正に処理行うように致します。また、見積書の日付については提出時に必ず記入させるように致します。
業務委託等の支出負担行為書において、支出根拠となる明細書、内訳書の添付のないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年6月27日) 今後は支出根拠となる明細書、内訳書等を必ず支出負担行為書に添付するようにし、適正な事務処理を行うように致します。
平成17年5月12日に発生した、市民税・府民税特別徴収税額変更前の決定通知書の封入封緘業務受託業者先における盗難事件に関し、個人情報を取り扱う業務全般にわたり八尾市個人情報保護条例を厳守し、必要な措置を講じられたい。	措置状況 2. 措置予定 盗難事件以降の個人情報に係る委託業務におきましては、八尾市個人情報保護条例を厳守し、個人情報保護の観点から委託契約書を再点検し、今般の盗難事件のような個人情報の漏えいを防止するため、違反時の契約解除や損害賠償に関する事項等を明記する等、より一層の注意喚起を業者に求めておりますが、市民税課といたしましても、再発防止に向け最善の注意を払ってまいります。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

企画財政部資産税課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
伺書で過剰決裁されたもの、八尾市公文書公開条例に基づく取扱区分が未記入または適切でないもの、及びリース契約等の随意契約において根拠法令等を誤ったものが見受けられたので改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年6月27日)
	指摘の事項については改めました。今後は事務処理においては、八尾市事務処理規程、八尾市文書取扱規程、八尾市公文書公開条例に基づき、適正に処理を行います。
申請受付後の現地調査書について、調査日、調査員氏名等の記録がないものが見受けられたので改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年6月27日)
	リース契約等の随意契約における根拠法令等の誤りについては改めました。今後は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第何号を適用したのかを明確にし、事務処理を行います。
封入封緘業務等の委託契約について、随意契約理由が不十分なものが見られたので、適正な処理方法を検討されたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年11月24日)
	指摘事項について、課員に伝達し、遺漏のなきよう指示を徹底しました。
封入封緘業務等の委託契約について、随意契約理由が不十分なものが見られたので、適正な処理方法を検討されたい。	措置状況 2. 措置予定
	随意契約においては、契約理由を明確にし、地方自治法、地方自治法施行令に基づき、適正な事務処理を行います。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

企画財政部納税課

指摘事項	講じた措置又は経過の報告(できるだけ具体的に記載して下さい。)
文書事務について 伺書において処理年度の誤っているもの、八尾市公文書公開条例に基づく取扱区分の記載で不適切なものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年6月30日) 伺書で誤っているものとは、本来ならば平成14年度の綴りにすべきところを平成15年度の綴りにしていたものであり、既に平成14年度の綴りに番号をとりなおし処理しました。今後は伺書の綴りについては、細心の注意を払います。 取扱の記載部分で不適切なものについては、既に係員に周知徹底したところであり、再発防止策として課内のパソコンに入っている公示送達の伺書の雛形をすべて変更しました。
還付事務について (1) 市税の過誤納金を還付する場合は、歳入還付または歳出還付のいずれかの手続きとなるが、歳出還付として処理すべきものが歳入還付として処理されているものが見受けられたので、今後は適正な事務処理に努められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年6月30日) (1) 今後は、適正な処理に努めるようにします。再発防止策としては、現行では担当1人が処理していましたが、今後は処理後、再度、別の職員が確認をするという形にしてチェック体制を強化しました。
(2) 法人市民税用の還付加算金支払通知書兼領収書における還付加算金の計算欄で、加算金額は正しく計算されているものの、算定基礎となる還付金額、算定期間の表示が不適切なものが見受けられたので、適切な表示に改められたい。	措置状況 1. 措置済(平成17年6月30日) (2) 還付金額・算定期間が不適切に記載されるのは、プログラム上の問題であったため、情報政策課へプログラム変更の依頼をしました。 現状、適切な表示になっております。